

令和6年度 高度ITエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務 仕様書

1 業務名

令和6年度 高度ITエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務

2 事業の目的

本市では、札幌市内企業が、道外に在住する高度ITエンジニア（本事業においては、5年以上のIT技術経験がある者（なお、高等教育機関において情報系の教育課程を履修し該当する学位又は称号を取得した者は、別途定められた年数を含めることができる）又はITSS（ITスキル標準）レベル3以上の者又は外国人IT人材育成プログラム等を修了した外国人のことを指す。）を採用する際にかかる経費の一部を補助する「高度ITエンジニア確保支援補助金」を令和4年度から設置している。

本市産業における高度ITエンジニアの確保を支援し、IT産業をはじめとした産業全体の振興を図るため、本事業を通じて補助金の活用促進に向けた説明会の実施、広報・周知等を実施する。

3 業務内容

(1) 説明会の企画・運営

支援対象者に対し、「高度ITエンジニア確保支援補助金」の周知と活用を促すための説明会を開催すること。

なお、過年度の取組内容や補助金の活用状況も踏まえつつ、企業の採用力向上や補助金の活用増加を更に図るため、市内企業における高度ITエンジニアの確保や補助金活用に繋がる企画を実施すること。

ア 実施内容：補助金の説明の他、以下のような内容の講演も行うこと。

なお、実施する内容については受託者からの提案を基に本市との協議の上、決定する。

【例】

- ・「道内のIT人材採用のトレンド及び効果的な採用手法」
- ・「非IT企業におけるIT人材採用の課題と克服事例」
- ・「副業・兼業IT人材の活用方法について」…等

イ 実施時期：令和6年8月～令和7年3月頃

ウ 実施回数：1回以上

エ 開催形式：オフライン又はオンラインでの開催（提案を基に決定）

オ 支援対象者：ITエンジニアを採用しようとしている本市中小企業、中堅企業、組合等

※ 当該補助金では、補助対象事業者を本市に本店、支店を置く
「中小企業（みなし大企業除く）」「中堅企業」「組合等」とし
ている。

オ 参 加 料：無料

カ 録画データ：開催した内容を Web ページ等にアーカイブを残すなどして、参
加できなかった者も視聴できるように配慮すること。

(2) 事業告知用 Web ページ作成と参加企業の取りまとめ

事業告知用の Web ページの作成と参加する支援対象者の取りまとめを行う
こと。

ア Web ページ：説明会の募集ページを作成すること。

イ 申込時取得情報：氏名、所属会社名、連絡先、補助対象の可否、過去の IT
人材採用実績、その他委託者が必要とする情報

(3) チラシデータの作成と広報活動

補助金や説明会を周知するためのチラシデータの作成とイベント周知の広報
活動を実施すること。

ア デザイン：受託者からの提案を基に協議のうえ決定

イ サイズ：A4

ウ 形式：PDF データとイラストレーター形式のファイル

エ 広報媒体：委託者、市内の関係業界団体等と連携し、ダイレクトメールや
メルマガ、SNS 等を活用して広く周知ができるようにすること。

(4) アンケート実施、集計

補助金の内容や説明会、その他企画の実施内容について、アンケートを集計
して報告すること。

質問項目、アンケート手法等については、受託者からの提案を基に本市との
協議の上、決定する。

4 K P I

(1) 説明会参加人数

50 人以上

(2) 補助金申請数

12 人

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、各事業の概要、結果等についての実施報告書を提出期限までに提出すること。なお、実施報告書には効果、改善点、課題等を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

提出期限：令和7年3月14日（金）

6 秘密保持

- (1) 本市は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- (2) 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の個人情報取扱注意事項を守ることとする。
- (3) 受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添の様式を用いて毎月20日までに本市に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。

8 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

9 その他

- (1) 企業募集や開催イベント等において人が集まる際には、厚生労働省や札幌市保健福祉局等による方針を踏まえ、感染症予防に向けて適切な対応を行うこと。
- (2) 本市は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (3) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として

受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、本市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に本市へ報告すること。

- (4) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (5) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に札幌市との協議のうえ、決定すること。
- (6) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (9) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、本市の事前校正を受けることとし、必要に応じて札幌市のロゴマーク等の掲載をすること。
- (10) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (11) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡すること。
- (12) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (13) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。